

法人名				課税標準の分割に関する明細書(その1)	事業年度	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
法人税法の規定によって計算した法人税額 ①				() 円		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②						
還付法人税額等の控除額 ③						
退職年金等積立金に係る法人税額 ④						
差引計 ①+②-③+④ ⑤				円		
事務所又は事業所					分割基準及び分割課税標準額	
名 称	北 九 州 市	所 在 地	従業者数	分割課税標準額		
		門 司 区	人			
		小倉北区				
		小倉南区				
		若 松 区				
		八幡東区				
		八幡西区				
		戸 畑 区				
(北 九 州 市 分 小 計)				円		
合 計						